

第一部会 審議資料

資料 1 - 1

(事業名) 多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線
(多摩市聖ヶ丘五丁目～南野三丁目間) 建設事業

部会審議項目(10) 大 騒 地 生 日 電 景 史 自 廃 (□は終了)

(環境影響評価の項目) 地形・地質 (選定した項目) (年月日) 平成 30 年 3 月 23 日

| 項 目 | 特例環境配慮書 | 特例環境配慮書 関連頁 |
|------------|--|----------------|
| 現 況 調 査 | (1) 調査事項 (2) 調査地域 (3) 調査方法 (4) 調査結果 | P309～P315 |
| 予 測 | (1) 予測事項 (2) 予測の対象時点 (3) 予測地域 (4) 予測方法 (5) 予測結果 | P316 |
| 環境保全のための措置 | | P317 |
| 評 価 | (1) 環境影響の程度 (2) 環境配慮目標の達成の程度に対する配慮の程度 | P318 |
| 都民等の主な意見 | な し | |
| 関係市長等の意見 | な し | |
| 項目検討の内容 | (1) 検討年月日 平成30年 2 月 8 日 (2) 担当委員 平林 由希子 委員 (3) 検討結果 意見なし | |

第一部会 審議資料

資料 1 - 2

(事業名) 多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線
(多摩市聖ヶ丘五丁目～南野三丁目間) 建設事業

部会審議項目(10) 大 騒 地 生 日 電 景 史 自 廃 (は終了)

(環境影響評価の項目) 廃棄物 (選定した項目) (年月日) 平成 30 年 3 月 23 日

| 項 目 | 特例環境配慮書 | 特例環境配慮書 関連頁 |
|------------|--|----------------|
| 現 況 調 査 | (1) 調査事項 (2) 調査地域 (3) 調査方法 (4) 調査結果 | P463～P465 |
| 予 測 | (1) 予測事項 (2) 予測の対象時点 (3) 予測地域 (4) 予測方法 (5) 予測結果 | P466 |
| 環境保全のための措置 | | P467 |
| 評 価 | (1) 環境影響の程度 (2) 環境配慮目標の達成の程度に対する配慮 の程度 | P468～472 |
| 都民等の主な意見 | な し | |
| 関係市長等の意見 | な し | |
| 項目検討の内容 | (1) 検討年月日 平成30年 2 月 26 日 (2) 担当委員 谷川 昇 委員 (3) 検討結果 意見あり (別紙のとおり) | |

項目：廃棄物

| 意見 | 意見の取扱いについての事務局案 |
|--|-----------------------|
| <p>環境保全のための措置として、撤去路盤やガードレール等の鉄製金属について、再利用又は再資源化に努めるとしているが、その排出量等が示されていない。しかし、本事業は、延長約5.5kmの道路の改築をするものであり、相当量が発生すると考えられることから、排出量、再利用・再資源化量等についても予測・評価すること。</p> | <p>指摘の趣旨を答申案に入れる。</p> |

第一部会 審議資料

資料 2 - 1

(事業名) (仮称) 日本橋一丁目中地区再開発計画

部会審議項目(7) 大 騒 音 風 電 景 史 (□は終了)

(環境影響評価の項目) 大気汚染 (選定した項目) (年月日) 平成 30 年 3 月 23 日

| 項 目 | 環境影響評価書案 | 環境影響評価書案 関連頁 |
|------------|--|-----------------|
| 現 況 調 査 | (1) 調査事項 (2) 調査地域 (3) 調査方法 (4) 調査結果 | P41～P62 |
| 予 測 | (1) 予測事項 (2) 予測の対象時点 (3) 予測地域・地点 (4) 予測方法 (5) 予測結果 | P63～P98 |
| 環境保全のための措置 | | P99～P100 |
| 評 価 | | P101～P106 |
| 都民の主な意見 | な し | |
| 関係区長の意見 | 別紙1のとおり | |
| 項目検討の内容 | (1) 検討年月日 平成30年2月8日 (2) 担当委員 森川 多津子 委員 (3) 検討結果 意見あり (別紙2のとおり) | |

関係区長の意見

【中央区長】

工事の施行中、建設機械の稼働に伴い二酸化窒素濃度が環境基準値を上回っていることから、次の事項に留意するとともに、十分な対策を講じること。

- (1) 工事の実施に当たっては作業計画を十分検討し、建設機械及び工事用車両の集中稼働を避けるとともに、最新の排出ガス対策型の建設機械及び排出ガス規制に適合した工事用車両の使用に努めること。
- (2) 建設機械及び工事用車両の使用に当たっては、アイドリング・ストップの励行に努めること。

【千代田区長】

工事車両の走行に伴う窒素酸化物や粉じんによる大気汚染を防止するため最新規制適合車の使用や周辺待機中のアイドリングストップの実施等、対策を徹底されたい。

項目：大気汚染

| 意見 | 意見の取扱いについての事務局案 |
|--|-----------------|
| 建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、最大着地濃度出現地点では、二酸化窒素は本事業による寄与率が高い上に環境基準も超えていることから、環境保全のための措置を徹底すること。 | 指摘の趣旨を答申案に入れる。 |

第一部会 審議資料

資料 2 - 2

(事業名) (仮称) 日本橋一丁目中地区再開発計画

部会審議項目(7) 大 騒 音 風 電 景 史 (□は終了)

(環境影響評価の項目) 史跡・文化財 (選定した項目) (年月日) 平成 30 年 3 月 23 日

| 項 目 | 環境影響評価書案 | 環境影響評価書案 関連頁 |
|------------|--|-----------------|
| 現 況 調 査 | (1) 調査事項及び選択理由 (2) 調査地域 (3) 調査方法 (4) 調査結果 | P229～P232 |
| 予 測 | (1) 予測事項 (2) 予測の対象時点 (3) 予測地域 (4) 予測方法 (5) 予測結果 | P233～P234 |
| 環境保全のための措置 | | P235 |
| 評 価 | | P236 |
| 都民の主な意見 | な し | |
| 関係区長の意見 | 別紙 1 のとおり | |
| 項目検討の内容 | (1) 検討年月日 平成30年 2 月 19 日 (2) 担当委員 寺島 孝一 委員 (3) 検討結果 意見あり (別紙 2 のとおり) | |

関係区長の意見

【中央区長】

本再開発事業A地区に立地する「日本橋野村ビル旧館」は、本区の歴史的・文化的価値の高い建築物であり、平成 29 年 9 月 15 日付けで所有者から中央区指定有形文化財の指定に同意する文書が中央区教育委員会宛に提出され、平成 29 年度の中央区文化財保護審議会に対して中央区指定有形文化財への諮問を行う予定である。これらを鑑み、当該事業においては、中央区教育委員会と適切に協議を行い、審議会における審議事項及び答申内容を鑑みた工事及び工事完了後の保存・活用に係る適切な環境保全のための措置を講じること。

【千代田区長】

意見なし

項目：史跡・文化財

| 意見 | 意見の取扱いについての事務局案 |
|---|-----------------------|
| <p>計画地内に存在する「日本橋野村ビル旧館」は、現在、中央区において指定有形文化財に関する手続が進められていることから、工事や保存・活用に当たっては、中央区教育委員会と事前に協議を行うとともに、「日本橋野村ビル旧館」の現状変更の程度について予測・評価すること。</p> | <p>指摘の趣旨を答申案に入れる。</p> |

「(仮称) 日本橋一丁目中地区再開発計画」に係る環境影響評価書案について (案)

第1 審議経過

本審議会では、平成 29 年 9 月 22 日に「(仮称) 日本橋一丁目中地区再開発計画」環境影響評価書案 (以下「評価書案」という。) について諮問されて以降、部会における審議を重ね、関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、最大着地濃度出現地点では、二酸化窒素は本事業による寄与率が高い上に環境基準も超えていることから、環境保全のための措置を徹底すること。

【風環境】

環境保全のための措置として、計画建築物の形状の工夫や、防風植栽等の配置を行うとしているが、建設後 (対策後) の風環境評価が 2 領域悪化する地点があり、また、計画地内に地上広場を整備する計画等もあることから、更に風環境に与える影響の低減に努めること。

【史跡・文化財】

計画地内に存在する「日本橋野村ビル旧館」は、現在、中央区において指定有形文化財に関する手続が進められていることから、工事や保存・活用に当たっては、中央区教育委員会と事前に協議を行うとともに、「日本橋野村ビル旧館」の現状変更の程度について予測・評価すること。

【審議経過】

| 区分 | 年 月 日 | 審 議 事 項 |
|-----|-------------------|--------------------------------|
| 審議会 | 平成 29 年 9 月 22 日 | ・評価書案について諮問 |
| 審議会 | 平成 29 年 11 月 28 日 | ・現地視察 |
| 部 会 | 平成 30 年 1 月 23 日 | ・項目別審議 日影、電波障害、景観 |
| 部 会 | 平成 30 年 2 月 26 日 | ・項目別審議 騒音・振動、風環境 |
| 部 会 | 平成 30 年 3 月 20 日 | ・項目別審議 大気汚染、史跡・文化財 ・総括審議 |
| 審議会 | 平成 30 年 3 月 28 日 | ・答申（予定） |

※都民の意見を聴く会は、都民からの意見書の提出がなかったため開催されなかった。

【項目別検討の実施状況】

| 環境影響評価の項目 | 項目検討の実施年月日 |
|-------------|-------------------|
| 大 気 汚 染 | 平成 30 年 2 月 8 日 |
| 騒 音 ・ 振 動 | 平成 30 年 2 月 5 日 |
| 日 影 | 平成 30 年 1 月 9 日 |
| 電 波 障 害 | 平成 29 年 12 月 21 日 |
| 風 環 境 | 平成 30 年 2 月 6 日 |
| 景 観 | 平成 30 年 1 月 9 日 |
| 史 跡 ・ 文 化 財 | 平成 30 年 2 月 19 日 |

第一部会 審議資料

資料 3 - 1

(事業名) (仮称) 虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業

部会審議項目(7) 大 騒 日 電 風 景 史 (は終了)

(環境影響評価の項目) 騒音・振動 (選定した項目) (年月日) 平成 30 年 3 月 23 日

| 項 目 | 環境影響評価書案 | 環境影響評価書案 関連頁 |
|------------|---|-----------------|
| 現 況 調 査 | (1) 調査事項及び選択理由 (2) 調査地域 (3) 調査方法 (4) 調査結果 | P109～P126 |
| 予 測 | (1) 予測事項 (2) 予測の対象時点 (3) 予測地域 (4) 予測方法 (5) 予測結果 | P127～P145 |
| 環境保全のための措置 | | P146 |
| 評 価 | | P147～P148 |
| 都民の主な意見 | 別紙のとおり | |
| 関係区長の意見 | 別紙のとおり | |
| 項目検討の内容 | (1) 検討年月日 平成30年 3 月 7 日 (2) 担当委員 町田 信夫 委員 (3) 検討結果 意見なし | |

都民の主な意見

跨道橋の下を車が通過する際には跨道橋壁に音が反響するいわゆる反響音が生じます。この反響音は昼夜を問わず発生し、地元住民に不快感を与え、睡眠妨害ともなります。業者は説明会で“多分大丈夫”と言っておりますが、実際にこの反響音の問題については業者の頭、意識には全く入っておらず、調査、検証実験もしていませんでした。きちんとした反響音テストを実施する様、業者、検査会社にご指導をお願い申し上げます。

関係区長の意見

【港区長】

- 1 建設作業にあたっては、騒音、振動、粉塵等、周辺環境に与える影響を低減するよう適切な対策を講じてください。
- 2 工事車両について、騒音、振動、渋滞など周辺への影響を考慮し、車両の出入りする動線や時間帯等を工夫してください。

第一部会 審議資料

資料 3 - 2

(事業名) (仮称) 虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業

部会審議項目(7) 大 騒 日 電 風 景 史 (□は終了)

(環境影響評価の項目) 史跡・文化財 (選定した項目) (年月日) 平成 30 年 3 月 23 日

| 項 目 | 環境影響評価書案 | 環境影響評価書案 関連頁 |
|------------|--|-----------------|
| 現 況 調 査 | (1) 調査事項及び選択理由 (2) 調査地域 (3) 調査方法 (4) 調査結果 | P245～P251 |
| 予 測 | (1) 予測事項 (2) 予測の対象時点 (3) 予測地域 (4) 予測方法 (5) 予測結果 | P251～P252 |
| 環境保全のための措置 | | P252 |
| 評 価 | | P252 |
| 都民の主な意見 | な し | |
| 関係区長の意見 | 別紙のとおり | |
| 項目検討の内容 | (1) 検討年月日 平成30年 2 月 19 日 (2) 担当委員 寺島 孝一 委員 (3) 検討結果 意見なし | |

関係区長の意見

【港区長】

対象地の東側区画（現在の虎ノ門一丁目22番）が、愛宕下第1遺跡（No.149-1）に隣接しています。また、それ以外の区画は港区埋蔵文化財取扱要綱第3条第3号に該当する可能性がありますので、必要に応じて区と協議してください。